

重度化対応に関する指針

株式会社Sole
介護付有料老人ホーム
Sereno 荒子公園

1. 重度化対応に関する考え方

入居者の状態が重度化した場合における対応の整備については、介護方法、治療等について本人・家族等の意思や意向を最大限に尊重して行わなければなりません。

実施するうえで、本人・家族等と施設の間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認を取りながら、多職種協同により継続支援を図ります。

また、重度化した場合における対応に定められた内容を遂行するために、医療機関等との連携及びチームケアを推進することによる取り組みを行います。

(1) 環境の変化の影響を受けやすい入居者が「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。

(2) できる限り施設においての生活が継続できるように、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には、適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

(3) 入居者は人道的かつ安らかな終末を迎えられる権利を保持している観点から、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるよう全人的ケアを提供するために以下の体制を整備します。

※ やむを得ず、施設での生活が困難となった場合は、本人・家族等へ説明・同意を得て次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるように配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関を定めるとともに日常的に必要な医師や医療機関との連携体制を確保します。

ア. 協力医療機関との連携

当施設においては、下記の医療機関と協力医療機関の契約を締結し、急性期等の対応について連携を図ります。(医療機関については、重要事項説明書に記載)

イ. 看護師の体制

当施設では、常勤の看護師を配置し日常的な健康管理にあたります。

また、看護師不在の場合もオンコール体制により、24時間対応可能な体制を構築いたします。

(2) 多職種協同によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本として、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

ア. 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、本人・家族等と生活支援の目標を定めます。

イ. ケア計画に沿ったケアの実施

本人・家族等とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じたケアの提供に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

看取り介護の総責任者・職員への指針の徹底・職員に対する教育及び研修

(看護師)

医師または協力医療機関との連携・重度化に伴い起こりうる処置への対応・疼痛の緩和
緊急時の対応・定期的なカンファレンスへの参加・心身状態のチェックと経過の記録

(介護支援専門員)

継続的な家族支援・他職種とのチームケアの確立・定期的なカンファレンスへの参加

(介護職員)

細やかな食事、排泄、清潔保持の提供・身体・精神的緩和ケア・コミュニケーション・心身状態の
チェックと経過、記録・定期的なカンファレンスへの参加

4. 看取り介護への対応

本人・家族等の希望により当施設で看取り介護を実施する場合は、その受け入れの可否を含めて検討し、体制を整え「看取り介護の指針」を別に定めこれに対応します。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育・研修期間を定めます。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会への参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 死生観教育
- ⑤ 看取り介護に関する対応
- ⑥ 重度化対応ケアの振り返り(検証)

6. 入居者等に対する指針の閲覧に関する事項

入居者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自己閲覧することができます。

7. 付則

この指針は、平成24年5月1日より施行する。

この指針は、令和5年12月1日より施行する。(5.職員に対する教育・研修 6.指針の閲覧の変更)

この指針は、令和6年4月1日より施行する。(社名変更)